

## 令和3年度 第1回審議会提出議題説明要旨2

## &lt;概要説明&gt;

## 【議案第2号 座間市市営住宅の移転料の支払いについて】

令和2年3月に見直しされた座間市市営住宅管理計画では、直営方式の市営住宅を新たに建設する計画がなくなり、耐用年限を過ぎた直営方式の住宅は建替えをせず用途廃止することから入居者の移転が必要となります。また、借上げ方式の住宅についても契約期間の終了に伴い入居者の移転が必要となります。これまで移転料の支払いに関しては、座間市市営住宅建替事業の施行に伴う移転料の支払に関する要綱にて市営住宅建替事業（法定建替、任意建替）に対しては、移転料の支払いの規定をしておりましたが、今後増加する建替を伴わない用途廃止及び借上げ住宅の契約期間の終了に伴い発生する移転を円滑に執り行うため、建替えを伴わない用途廃止及び借上げ住宅の契約期間の終了の場合についても当該要綱を改正し、移転料を支払うこととします。

## 移転料支払対象について

